二　許可又は起業の認可を申請すべき期間
　平成二十三年十二月十六日から平成二十四年三月十六日まで
備考
　1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。
　2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付ける。
　一　毎日、鯨の捕獲頭数を農林水産大臣に報告しなければならない。
　二　農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要があると認めて水域ごとにミンク鯨又は鯨の捕獲の停止期間を定めた場合には、当該期間内において捕獲してはならない。
　三　ミンク鯨については、農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため捕獲を停止しておく必要がないと認め、捕獲の停止を解除する日を定めて通知するまでは、これを捕獲してはならない。

○農林水産省告示第二千三百八十七号

　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定により、宮城県知事に代わって特定災害復旧等海岸工事を施行するので、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、次のように公示する。
　平成二十三年十二月十六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦
(一)　工事の区域
　宮城県仙台湾沿岸荒浜漁港海岸
(二)　工事の開始の日
　平成二十三年十二月十七日

○農林水産省告示第二千三百八十八号

　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。
　平成二十三年十二月十六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十三年八月二十日　第二〇号
二　登録外国認定機関の名称及び住所
　ビオアグリチェルト有限会社
三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物
四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
　イタリア共和国　ボローニャ県　カザレッキョ・ディ・レーノ市　マカブラッチャ通り八

○国土交通省告示第千二百九十六号

　次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十三年十二月十六日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。
　平成二十三年十二月十六日　　国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道いわき新潟線	新潟市秋葉区福島字稲葉四三三番二から同市秋葉区川口字丙九三五番三まで	平成二十三年十二月十七日十五時

○国土交通省告示第千二百九十七号

　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社住宅新報社から住所を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。
　平成二十三年十二月十六日　　国土交通大臣　前田　武志
一　住所の変更

変更前	東京都港区西新橋一丁目四番九号
変更後	東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号

二　変更する年月日　平成二十三年十一月二十一日

○国土交通省告示第千二百九十八号

　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である株式会社住宅新報社から住所を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。
　平成二十三年十二月十六日　　国土交通大臣　前田　武志
一　住所の変更

変更前	東京都港区西新橋一丁目四番九号
変更後	東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号

二　変更する年月日　平成二十三年十一月二十一日

○国土交通省告示第千二百九十九号

　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録をしたので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。
　平成二十三年十二月十六日　　国土交通大臣　前田　武志
一　登録年月日　平成二十三年十一月二十八日
二　登録番号　（一）第〇一八号
三　登録講習機関の氏名又は名称　株式会社九州不動産専門学院
四　住所　福岡県福岡市中央区天神一丁目三番三十八号
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　福岡県福岡市中央区天神一丁目三番三十八号
六　法人である場合の代表者の氏名　小菅亥三郎

○国土交通省告示第千三百号

　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。
　平成二十三年十二月十六日　　国土交通大臣　前田　武志